

農業者年金で 老後の生活を安心サポート

3つの要件を
満たせばどなたでも
加入できます

60 歳
未満

国民年金
第1号
被保険者

年間
60日以上
農業に従事

特徴 1 少子高齢時代に 強い年金です。

- ★積立方式の確定拠出型年金です。
- ★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴 3 公的年金ならではの税 制上のメリットがあり ます。

- ★支払った保険料は全額（最高 80 万 4 千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

特徴 4 通常加入なら、保険 料の額は自由に選べ ます。

- ★月額 2 万円から 6 万 7 千円まで千円単位で選択できます。

特徴 2 終身年金です。 80 歳前にお亡くなりにな った場合には、死亡一時 金をお支払いします。

- ★年金は生涯受給できます。
- ★仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなられた場合には、80 歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴 5 政策支援加入なら、保 険料の国庫補助があ ります。

- ★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の 2 割、3 割、5 割の補助が受けられます。
- ★補助を受ける場合の保険料は月額 2 万円に固定されます。

注意

現況届は忘れずに提出を！

農業者年金を受給されている方は、毎年 6 月末日までに現況届を農業委員会に必ず提出してください。

現況届が提出されない場合、11 月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。